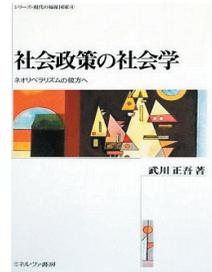


# REVIEW ESSAY

武川正吾, 2009  
『社会政策の社会学』  
ミネルヴァ書房.



## 社会政策研究と社会学研究の接合に向けて

— 『社会政策の社会学』を読む —

角 能

序：はじめに：問題関心および『社会政策の社会学』を書評する理由

本稿は、従来の「社会政策研究」と「社会政策が対象としてきた領域（労働・福祉・医療・家計など）の社会学研究」の研究動向を簡略に振り返りながら、『社会政策の社会学』（武川正吾著；ミネルヴァ書房 2009）の書評を行い、今後の「社会政策の社会学」という領域の課題の提起を試みるものである。まず、なぜ本稿は「社会政策研究」と「社会政策が対象としてきた領域の社会学研究」を回顧の対象とするのか。それは、後述するように従来の研究においてこの2つの領域を架橋する試みがあまり行われなかったため、「社会政策の効果」および「社会学が対象としてきた領域の問題の解決方法」に関する考察が曖昧なままにとどまってきたように思われるからである。

では、「社会政策研究」と「社会政策が対象としてきた領域の社会学研究」を本稿はいかな

る視座から接合し、またなぜそのような接合を提起するのだろうか。「社会政策が対象としてきた領域の社会学研究」において、家族をはじめとしたミクロな「相互作用が行われる範囲での矛盾」および「個人の内部での矛盾」に関する先行研究の蓄積が多く見られた。しかし、このような次元の事象が「社会政策の効果」を左右しうるにも関わらず、社会政策研究にこの点が反映されていない。さらに、社会政策の利用者および負担者の双方になりえる各個人は、「社会全体での資源をめぐる矛盾」の調整の役割を担い社会政策に対する支持・不支持を左右する意識・通念である「社会的な必要」と先述した家族のような「相互作用の範囲内」あるいは「個人の内面」での矛盾を調整する役割を担う意識・通念である「個人の必要」を使い分けている可能性が高い。しかしながら、社会政策研究においては前者の「社会的な必要」に焦点が当てられることが多かったのに対し、「社会政策が対象とする社会学研究」においては後者の「個人

の必要」に焦点が当てられることが多く、同じ「必要」といっても異なった次元のものに関して考察していたといえる。(あるいは両者を混同していたといえる。) よって、「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」の双方の研究成果を踏まえてこれらを接合することは以下のような意味を持つ。それは、「社会的な必要」と結びついた社会政策が、社会政策が対象とする領域における「個人の必要」によってどのように媒介されどのような効果を持つのか、をより正確に見極める上で含意を持つ、ということである。以上を踏まえて「相互作用」や「個人の内面」のようなマイクロな次元における「個人の必要」と社会全体での資源をめぐる「社会的な必要」が、社会政策の利用者かつ負担者になりえる個人においてどのように同居し、そのことが社会政策に負担・給付を通じて関与する国民・住民および専門家、官僚など諸アクター間の調整によって裏打ちされた社会政策の効果をどのように左右するのか、という観点から本書『社会政策の社会学』の書評を行いたい。

そして、このような意義を持つ「社会政策研究」と「社会政策が対象としてきた領域の社会学研究」を架橋する視座の提供を試みる手段として、武川正吾の執筆により、2009年にミネルヴァ書房より出版された『社会政策の社会学』(以下「本書」と記述)に関する書評を行いたい。

では、なぜ本書の書評が、上記の「社会政策研究」と「社会政策が対象としてきた領域の社会学研究」の架橋という課題に適しているのだろうか。

まず、一点目は1981年から2006年という日本の社会政策における拡大・縮小・再編とい

う短期間での激動の時代に執筆された論文が収録されている点にある。そしてこのような社会政策の変化と同時代性を持った社会政策に関する社会学的研究の論文が収録されているのである。つまり、戦後日本の社会政策の変動と社会政策研究の変動、さらには社会構造の変動という3者の関連を理解する上で非常に適した論稿が収録されているように思われるからである。

次に、本書の持つ意義は、他書に類を見ない社会政策に関する包括的な視座を提供している点にある。それは単に、「必要」概念をはじめとした原理的な考察および社会政策をめぐる政治力学や国民の意識のような実証研究が収められているというだけではない。社会政策を取り巻く環境を体系的に把握する上で極めて重要で、相互に有機的なつながりを持つ観点を提供する論文が収録されている。つまり、本書で提起された様々な観点をつなぎ整理することが、「社会政策」の対象である「人々の生活上の必要」を取り巻く社会構造の全体像を把握することにつながると考えられ、「必要」概念の性質を深く考察することにもつながる。そして、そのような本書の書評を通じた全体像の把握が今後の「社会政策の社会学」の課題を考える上で極めて有益であると考えられる。

しかしながら、本書は「社会政策研究と社会学研究を架橋する視座を提起する」という大きな課題を抱えているようにも思われ、この点を後に詳細に述べる。

以上の点を踏まえ、まず次節では本書の概略を述べ、筆者なりの視点から、本書の各論文で提供された多様な観点を整理するという作業を行う。そして、第2節では、社会政策を取り巻く現状を、第3節ではそのような現状に対する先行研究の状況を、筆者の関心の観点から整理

する。第4節では、本書の課題について検討し、まとめの第5節で「社会政策の社会学」とも呼ぶべき領域に関する今後の課題を簡潔に提起したい。

なお、先述したように本稿での「社会政策」は、本書と同様に「人々の生活上の必要を満たし」(本書:140)、「生活の向上や安定を直接の目的とする」(本書:207) 公共政策、と定義する。また、本書はかなり時代をさかのぼる論文も収録されており、仮説を探索する段階の論文も収録されていることから、実証の手続きを検討するというよりも諸論文が提起した観点そのものを書評し、それらの位置づけを探る、という手法を採ることにする。

#### 1: 本書『社会政策の社会学』の概略

本書は、上記の通り1981年から2006年にかけて著者である武川正吾が執筆した論文のうち、単行本に未収録であったものが集められている。これを「個人の需要」「個人の必要」および「社会的な必要」の相互矛盾と同居の可能性という本稿の問題関心に即して検討してみよう。

本書の主眼点は「人々の生活の必要を満たす」という社会政策の役割、現状を社会的に考察するという試みである。「人々の生活の必要」に関して、「必要」の定義は何でありどのような領域において満たされるべきものか、そしてそれを満たすためには資源が必要だが、いかなる資源があってそのための負担と給付に関していかなる原理や方法によってそれが行われているか、ということが本書の一貫した問いである、といえよう。

「必要」とは何か、に関しては、「個人の主観

的欲望」である「需要」との対比で第I部の第1章~第2章において考察が行われ、個人から離れた社会通念や専門家等による判断を経た規範的、道徳的な次元を含むものであることが論じられ、同時にそこにおいては社会的価値をめぐる貢献原則、業績原理や必要原則などの様々な原理を用いた対立が生じることが言及されている。

次に「必要」が満たされるべき領域として、「保健」「医療」「福祉」(第8章)に加えて、それらの基盤になりえる存在としての「住宅」(第5章)が提起されている。このような領域における「必要」を満たすための資源を提供する存在としては「非公式部門」「公共部門」「民間営利部門」「民間非営利部門」への注目が行われ、「必要」を満たすための負担を考える場合も公的負担のみに注目した従来の「国民負担率」だけでなくこれらの部門のトータルな負担およびその配分を考えることの重要性が提起されている。(第7章・第9章)

さらに「必要」を満たすための資源配分を行うアクターとして「専門家」「官僚」(第4章・第6章)、「専門家」と「官僚」の「必要」をめぐる判定のずれ(第10章)、そしてその財源を支える国民・住民(第11章・第12章・第13章)に注目が行われている。これらのアクターに、生活上の「必要」を抱えている「利用者」が対峙するという構図が本書では描かれているが、そこにおいて「利用者」の「必要」を満たす方法として、「専門家」や社会全体の分配構造に関する資源配分の役割を担う「官僚」との非対称性の緩和に向けた、運動をはじめとした「参加」という方法、そこにおける新たな概念への注目(第3章・第4章)も行われている。

終章では、「諸制度や諸システムの秩序だっ

た関係」であり「制度やシステムが人々の行為の繰り返しによって支えられている状態」という「システム統合」と「諸個人や諸集団の秩序だった関係」であり、「生活世界における人々の行為やアイデンティティの安定」とつながる「社会統合」の2つの視点が「必要」をどの程度満たしているのか、ということに注目しそこから、社会構造における社会政策の位置づけが論じられている。そして、両者は相対的に自律しつつも相互依存の関係にあり、一方が極端に低下すると他方も成り立たなくなるものであることが論じられて、その中で社会政策の役割の重要性が指摘され、本書が締めくくられている。

以上を踏まえると、本書では「個人の需要」との対比で、あくまでも「個人の必要」に焦点が当てられ、様々な相対立しうる利害を抱えている「専門家」や「官僚」、「国民・住民」が加わる分配構造という社会構造の中での「個人の必要」の充足の可能性に注目している。よって、「社会的な必要」と「個人の必要」を区別するという本稿の視座とは異なったものとなっている。

では、このような本書の着眼点および分析に対して、社会政策を取り巻く現状や先行研究はどのようなになっているのだろうか。以下に言及する。

## 2：社会政策を取り巻く現状と矛盾点

本節では社会政策を取り巻く現状に潜む矛盾点のうちで、本書との関連で重要であると思われるものを筆者なりに述べる。特に利用者の「必要」を充足するという社会政策の目的に照らして、ここでは利用者サイドの「必要」に絞った

現状考察を行う。本稿の現状分析において、このような「利用者の必要」に焦点を当てた考察を行うのは、意外にも「利用者の必要」が相互にどのような位置にあるのか、という観点からの考察が先行研究においては弱かったためである。「誰の必要」がどのような社会政策によって抑制されるのか、に関する言及はあっても、そもそも、各個人の「必要」自体が相異なり限られた資源のもとでは相互に対立する可能性を踏まえた考察が弱かったように思われる<sup>1</sup>。

大まかに述べると、「①社会全体での資源をめぐる矛盾」および家族のように「②相互作用が行われる範囲での矛盾」、という2つの矛盾が社会政策において生じているように思われるのである。

まず、1つ目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」についての現状から述べたい。結論から述べると、複数の定立困難な問題が横たわっている可能性が高い、ということである。たとえば、「多様な『必要』をいかにして充足するのか」という問題と「財政赤字をいかにして解決していくのか」という問題、そして「負担に見合った受益という『負担の公平性』」という問題が定立困難な状況になっているように思われる。

しかしながら、これらの「社会全体での資源をめぐる矛盾」を解決したとしても、次に述べる「相互作用が行われる範囲での矛盾」の緩和には必ずしもつながらない。

そこで次に、2つ目の「相互作用が行われる範囲での矛盾」について述べる。具体的には、育児や介護などにおける「自分で引き受けた以上責任を以て見るべき、という観念から育児や介護の担い手がバーンアウトに陥ってしまう」「自発性のパラドックス」とも呼ぶべき現象などが浮かぶ。さらに、介護の受け手や他の親族

との個人的な関係・しがらみによって介護や育児を自ら（特に女性）が家庭で担わざるを得ないような状況もこれに含む。そして、結果として介護・育児の多様な担い手のうち、女性、娘や長男の嫁など特定の者に負担が集中し、ミクロな次元での性別役割分業が生じる、という問題点である。

また、同一個人の内部でもケア労働に対する負担感とケアの対象に対する愛着などの複数の相矛盾する感情が同居する、という現象も生じている。これに関しては厳密には「個人内での矛盾」とも言えるが、「相互作用が行われる範囲」より狭い範囲内での矛盾であり、ミクロな次元での矛盾である、といえる。このような「個人内での矛盾」の問題も、社会政策によってアクセスの平等・資源の再分配を行うのみでは緩和されないという意味で、「相互作用の範囲での矛盾」と同じような社会政策に対する含意を持つ、といえよう。

そして、これらのミクロな次元の問題は社会全体でのマクロな次元での規範や意識・資源配分構造から生じるというよりも、家族・親族内部や個人の内面での相互作用における規範や構造というミクロな次元での制約から生じている問題である。実際にスウェーデンやドイツなどで見られる「父親のみを対象とした育児休業制度」や日本の介護保険制度誕生以降の「家族介護への現金給付の抑制」はこのような問題点の緩和の効果を一定程度持つと考えることもできる。このような次元の問題も社会政策の対象とする領域であるといえよう。

これは1つ目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」とは異なった次元での問題であり、したがって「社会全体での資源をめぐる矛盾」を解決したとしても解決するとは限らない問題であ

る。なぜなら、1つ目が「相互作用が可能な範囲を超えた資源の配分」を志向しているのに対して、2つ目は「相互作用が行われる範囲での資源の配分」に関わる問題だからである。2つ目の問題は、1つ目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」という問題よりも、親密性ないし強い関係を伴い、その場に固有の事情を伴う個人間の「相互関係・相互作用」という要素が強い。そのため社会政策を通じて「社会全体での資源配分」を行ったとしても、「相互作用・関係」というミクロかつ個別具体的、さらに長期に渡る「物語」がそこに含まれる2つ目の問題を緩和するのは困難なのである。また、社会政策における「アイデア」の役割に注目した言説政治に関する先行研究は近年多くの蓄積が見られるが、このようなアイデア・言説の役割はマクロな「社会全体での資源をめぐる矛盾」以上に、ミクロな「相互作用の場」において強力な役割を果たす可能性が高い。

加えるに、仮に社会政策を通じて、このような「相互作用が行われる範囲での矛盾」の緩和を図ったとしても、1つ目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」という問題以上に逆機能が付随する可能性も高い。なぜなら、「相互作用が行われる範囲」の問題は、医療のように緊急性を要する問題とは異なり「ライフコースに関わる諸問題」（石川 2007: 12-4）であり、パターンリズムの逆機能がより大きくなる可能性が考えられるためである。また、「相互作用が行われる範囲での矛盾」への社会政策を通じた介入は、個人への介入というよりも「相互作用への介入」の要素が強いため、社会政策を通じた介入によって新たな形で「相互作用に参加している関係者間」での資源をめぐる矛盾・不満が増大する可能性が考えられる。

だが、同時に解決することが困難であるとはいえ、上記の2つの矛盾は緩和不可能な問題ではなく、制約・矛盾を相対化するような試みも蓄積されてきている。まず、1つ目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」という問題に関しては、社会保障の負担者・利用者の価値意識という次元を導入することによって緩和することが可能である。たとえば、保険料や税負担という意味での社会保障制度の負担の担い手が、自らが利用しない社会サービス・社会保障給付への負担に「生存権は国民全員に保障すべきである」という公平感・価値意識に基づいて賛同するようなケースも考えられる。このような場合上記の「負担の公平性」の問題の緩和にはつながる。2つ目の「相互作用が行われる範囲での矛盾」に関しても、相互作用を行う中で、その場での規範を相対化するようになる、という可能性も考えられる。

### 3: 「社会政策研究」・「社会政策が対象とする領域の社会学研究」に関する現状

では、前節で述べたような現状に対して「社会政策研究」や「社会政策が対象とする領域の社会学研究」はどのような研究成果を残しているのだろうか、見てみよう。

まず、社会政策研究に関しては、一点目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」を主に研究対象としてきたといえるだろう。たとえば、社会保険の保険料や自己負担が利用者に及ぼす影響などに関する考察 (Anntonnen et al. 2003; 河野 2004 など)、あるいは選別主義や普遍主義などの資源の割当がスティグマや社会全体での資源配分に与える影響に関する考察 (坂田 2003 など) などはこのような現象を対象と

している、といえる。社会サービスの利用要件における家族要件の有無・配偶者控除や雇用機会均等法などジェンダー関係を志向した社会政策が雇用や貧困・ケアなどにおける社会全体でのジェンダー関係に与える影響に関する考察 (塩田 1992; 古橋 1993; Hill 2000; Sarasa 2008; Backman 2009; 木本ほか編 2010 など) もこのような視座によるものである。多くの社会政策研究 (特に国際比較に基づく研究) は「福祉国家による解放の可能性」と「福祉国家による抑圧の可能性」の双方の視点を考察していたが、やはり、そこでは「社会全体での資源をめぐる矛盾」という視座を踏まえていたように思われる。政治学の潮流でも、資本主義と絡めた理論的視座に基づいて政策決定過程における労働勢力や資本家勢力など諸アクターの位置づけに注目した研究 (遠藤 2005 など) や逆に制度構造による諸アクターの制約に注目した研究 (Pierson 1996 など)、さらにはこれらの双方をミックスしより動的な視座からの分析を試みた研究 (Schmit 2008 など) の双方が見られるが、これらの研究にしても「社会全体での資源をめぐる矛盾」への着目では共通している。また、近年の福祉国家研究で争点となっている「段階論」や「類型論」なども同様の「社会全体での資源をめぐる矛盾」という含意を持っていたといえよう。前節で言及した「言説政治」に関しても、大半の研究はこのようなマクロな「社会全体での資源をめぐる矛盾」における言説の役割 (Effinger 2005; 宮本 2006; 富江 2007; 加藤 2009 など) に注目していたのではないだろうか。

次に、「社会政策が対象とする領域の社会学研究」はどのような研究成果を残しているのだろうか。まず、マクロな次元からの考察を行っ

た研究としては、さまざまな属性や社会構造の「社会政策が対象とする領域における実践や意識」との関係のみた研究が挙げられる。具体的には性別や学歴、職業、所得、年齢、家族構成・社会関係資本・所得などによって育児や介護・家事・就労に関するさまざまな分業意識やさまざまな役割分業実践がどのように異なるのか、という観点からの考察を行った研究などが考えられる。(坂本 1989; 村尾 2003; 白波瀬 2005 など) さらに、さまざまな属性や社会構造が社会政策そのものに対する意識に与える影響のみた研究も数多く見られる。(Taylor-Gooby and Martin 2010 など) これに時間的な軸を導入し、マクロな次元での動的なアプローチに基づいた研究も多く見られる。たとえば、コーホート分析やライフコースアプローチを用いて世代間でのライフコース内での育児・介護などのイベントの配分の変化に注目した研究などがこれに該当する。(菊澤 2007 など) これらの研究は、マクロな構造が「必要」に及ぼす影響に着目しているが「個人の必要」と「社会的な必要」の区別が曖昧であった、といえよう。もっとも、このマクロな次元からの「社会政策が対象とする領域の社会学研究」に関しては、上記の社会政策研究と結びつくことも増えている。言い換えれば社会政策をこのマクロな資源配分構造に組み込んだ上で、マクロな構造における社会政策の位置付けまで踏まえた実証研究が増えている。(Cooke 2006; Strandth 2006 など) また、New Social Risk 論をはじめとして、家族構造や労働市場の変動をも視野に入れて、これらが政策決定過程や社会政策そのものに及ぼす影響を踏まえた考察を行うケース (Bonoli 2007 など) が増えており、ここにも「マクロな次元からの社会学研究」と「社会政策研究」の連携を見る

ことができる。

他方で「社会政策が対象とする領域の社会学研究」においては、ミクロな次元からの考察を行った研究も数多く見られる。具体的には、まず、家族以外の選択的な関係に基づいた福祉施設や病院における相互作用に関する考察が見られる。(三井 2007; 秋谷 2008; 翁 2010 など) 他には、社会運動やNPOなどの当該領域の利用者相互のつながりを通じた実践に注目した研究(浮ヶ谷・井口編 2007 など)などもこの選択的な関係におけるミクロな次元からの考察に注目していると言えよう。次に相対的に選択性の程度が弱く代替可能性や離脱可能性の認識の弱い、家族による育児や介護の実践などを研究対象として、当事者の意識・規範・相互作用の場の構造を探る研究なども膨大な量の蓄積が見られる。(水嶋 1998; 春日 2001; 林 2003 など) 家計という現金の問題に関しても世帯内での配分をめぐる対立、権力の偏在の可能性を実証的に考察した研究が見られる。(室住 2006 など) 先述した「言説」に関してもこの潮流の研究に関しては、社会政策研究が注目してきたマクロな資源配分構造としての言説の役割というよりもこのようなミクロな相互作用の場での言説の役割に注目した研究が多い。これをより動的な視座から長期的な時間軸を導入した上での分析として、「ライフストーリー」の手法に基づいた諸経験に関する研究などが挙げられる。(株本 2000; 鈴木 2007 など) 上記の「相互作用が行われる範囲での矛盾」はこのような領域の研究対象となってきたといえよう。

さらに、このミクロな次元の研究においては、個人内部での「役割葛藤」「アイデンティティの矛盾」に注目する研究も多く見られる。具体的には家族内での育児や介護の役割に関し

て、就業とケア役割の両立に起因する役割葛藤に焦点を当てたストレス研究や多様な相矛盾しう感情の同居に焦点を当てた研究などが見られる。「相互作用構造」が存在したとしても相互作用の担い手間で「相互作用構造」に関して異なった認識を抱く可能性は十分にあり、先述した「相互作用構造」よりもさらにミクロな次元に注目している、といえよう。もっとも、上記の「相互作用の範囲における矛盾」と「個人内での矛盾」に関しては、同一の研究において考察されていることも多い。(Ungerson 1987; 笹谷 1999 など)

また、このミクロな次元の研究の特徴として重要なのは上記の矛盾やマクロな構造を相対化するような実践を対象にした考察が蓄積されてきている点である。たとえば、性別役割分業を相対化するような家族における就労と育児・介護の実践などに注目した考察などがこれに該当する。(船橋 2006; 山根 2010 など) 無論、これらの「ミクロな次元の研究」においては、上記のマクロな構造や社会政策による資源配分構造による制約によって、個人の価値規範や選好などが状況適的に再生産され、「相互作用の場」の構造とマクロな社会構造や社会政策との連動性を指摘した論点も多い。しかしながら、これらの研究の中には、マクロな社会構造や社会政策には還元されない構造がミクロな「相互作用」の場には潜んでおり、むしろそれと相矛盾する構造さえ存在していることを指摘した論点も数多く見られるのである。これらのミクロな次元に焦点を当てた社会学研究は冒頭の「個人の必要」に注目していたといえよう。

では以上の研究動向を踏まえると、どのような点が「社会政策の社会学」の課題になるのだろうか。おそらく、「社会政策研究」と「社会

政策が対象とする領域の社会学研究」を架橋する視座を形成することが今後の課題（の1つ）であろう。これらの領域に関する研究状況を振り返ると、特に「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」のうちでミクロな次元からの考察を行った研究を架橋する視座が不足しているように思われる。さらに、同じ「社会政策が対象とする領域の社会学研究」においても「マクロな次元からの考察」と「ミクロな次元からの考察」を架橋する視座が不足しているように思われる。以下にこのことを少し詳しく検討してみよう。

一点目の「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」におけるミクロな次元からの研究を架橋する視座の必要性についてである。前節で言及したように、社会政策が対象とする問題は、「社会政策を通じた社会全体での資源配分」によってのみ解決可能なものではない。つまり、社会政策によってアクセスの平等や質の保障を行うのみでは、一点目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」を解決できても、二点目の「相互作用が行われる範囲での矛盾」を解決することは困難なのである。しかしながら、社会政策研究においては、二点目の「相互作用が行われる範囲での矛盾」を視野に入れた考察が不十分であったように思われる。おそらく、多くの社会政策研究は、一点目の「社会全体での資源をめぐる矛盾」を解決することが、「相互作用が行われる範囲での矛盾」の緩和にもつながる、と想定したのではないだろうか。他方で「社会政策が対象とする領域の社会学研究」に関しては、「資源配分構造」における社会政策の独自性に関する考察が不十分であったように思われる。社会政策とは「個人がこのような価値規範を支持しそれに従う」というだけ

でなく、「自分以外の他者にも同様の原則に従う」ことを求める「強制性の強い」ものなのである。このような社会政策の効果を考え、「社会政策研究」の成果をこの二点目の「相互作用が行われる範囲での矛盾」に関するミクロな次元からの社会学研究につなげていくことが大きな課題になるのではないだろうか。また、これは「社会政策には何ができないか」という社会政策の限界を考える上でも貴重な視座につながるであろう。

次に「社会政策が対象とする領域の社会学研究」においても、マクロな次元からの考察とミクロな次元からの考察を架橋する視座を形成する必要性である。マクロな次元からの考察もミクロな次元からの考察も「社会構造」に注目してはいるが、やや異なった「社会構造」に注目しており、そのため理論的考察を行う際にこの複数の異なった「社会構造」を同一視した解釈が行われる傾向が見られた。このことは「意識」や「規範」のような「言説構造」に関する考察において顕著である。たとえば社会政策との関連で注目されることの多い育児や介護への責任の所在に関する意識に関してであるが、人々の意識において、マクロな次元においては就労や育児・介護に関して家族や女性に責任を集中させる意識は相対化される傾向が見られるものの、ミクロな次元においては家族、中でも女性がこれらの責任の担い手の中心となる傾向が強く見られる。同一人物の内部においてさえこれらの相矛盾しうる意識は同居しうるものである。質問紙調査において「責任・役割分担意識」に関して回答した場合も「一般論として、社会全体においてこのような育児・介護・就労に関する役割分業をすべきである」という「社会的な必要」と結びつく場合と「自分や自分を取り

巻く職場や家庭固有の状況を踏まえて、自分はこのような役割分業をすべきである」という「個人の必要」と結びつく場合とでは次元が異なる現象であるが、これらが混同されていることが多い。先述したように社会政策が「自分以外の社会の全体のメンバーにも適用される規則」であることを考えると、社会政策への支持不支持に関しては前者を踏まえることが多いように思われるが、後者と前者がどの程度合致するか、は両者を別の現象として考察しない限り不可能である。機能主義も葛藤論的視座も、後者の自分固有の事情に基づく意識がマクロな次元での意識にまで持ち込まれることを前提とし、この点を曖昧にしてきたように思われる。

以上を踏まえて、「相互作用が行われる範囲での矛盾」、相互作用が可能な範囲を超えた「社会全体での資源をめぐる矛盾」、この両者における「社会政策の位置づけ」を探ることが今後の「社会政策の社会学」の課題となるのではないだろうか。はたして本書はこのような課題に対してどこまで応えているのだろうか。

それでは、次節において本書の課題に関して考察を行いたい。

#### 4：本書の意義および課題

本節では、前節までに述べた現状や先行研究の現状から本書の意義および課題を探るという作業を行う。まず、本書の意義に関して、冒頭に述べたものよりももう少し具体的な観点から述べたい。

専門家や官僚、利用者の相互関係、そしてそこに「利用者以外の国民・住民」も含めた相互関係、さらにはそれぞれのアクター内部での相互関係に関しては本書はかなり深い考察を行っ

ている。また、社会政策と他の政策の位置づけに関しても、これらのアクター間の相互関係も踏まえたかなり網羅的な考察を行っている。

ところが、先行研究の節で指摘した問題と同様に「社会全体での資源をめぐる矛盾」と「相互作用が行われる範囲での矛盾」という問題に本書は十分に対応出来ていない、という課題を抱えている。もう少し具体的に述べると、社会政策において専門家権力や官僚の権力に対する利用者の立場の弱さを踏まえることの重要性が繰り返し言及されているのに比して、家族内や利用者の個人的心理の中での葛藤という「権力」が社会政策の実施に際して障害になることへの認識が少し弱いように思われる。言い換えれば、「個人の需要」と、矛盾する可能性を持つ「必要」に関して、社会政策と結びつくことの多い「社会的な必要」と家族や個人の心理のような相互作用の場の構造によって影響を受けやすい「個人の必要」の区別を踏まえていないため、社会政策の効果に関する考察が不十分なものになっている、ということである。これが本稿で最も重視したい観点であるので、もう少し本書に即して詳しく見ていこう。

本書においては「専門家」や「官僚」、「利用者」、そして「利用者以外の者も含めた国民・住民」というアクターが登場する。しかし、この中で、「利用者」相互の対立の可能性という観点に関して不十分にしか考察が行われていないように思われる。まず、「利用者」内部の対立といった場合、複数の次元のものが想定できる。1つ目の次元としては、「社会全体での多様な『必要』およびそのための『資源』をめぐる対立」という問題である。社会サービス、社会政策の「必要」およびそのための「資源」は個人間で多様であることが考えられるが、この多様な「必要」

およびそのために求められる多様な「資源」相互の対立という次元である。これは、先述した「社会全体での資源配分をめぐる矛盾」という部分に含まれる次元の話である。2つ目の次元としては、「相互作用が可能な範囲での個人間の対立」というマイクロな次元での「利用者」相互での対立である。たとえば、親族内部で長男や長男の嫁と介護の受け手との間で「必要」およびそのための「資源」に対する認識が異なる場合などの問題である。あるいは夫と妻の間で子どもの育児の「必要」およびそのための「資源」に対する認識が異なる場合も考えられる。さらに、「相互作用」が行われている範囲内で見「必要」およびそのための「資源」に関する合意ができていたとしても、特定の者に負担が偏るケースも考えられる。たとえば、先述したように介護や育児に関して女性に負担が大きく偏るケースなどである。

本書は、第一の次元である「社会全体での多様な『必要』および『資源』に関する対立」という次元に関しては、これに答えるような考察をかなり行っているように思われる。「社会政策」の「必要」概念をめぐる「社会的価値」の対立や国民・住民相互の間での意識の分布や「利用者間の公平性」はこのような次元の問題に答える視座であるといえる。しかし、第二の「相互作用が行われる範囲での矛盾」という問題には不十分にしか応えられていないのではないだろうか。では、どの点で不十分なのか、逆に本書・著者はどの点までこの問題に関する論点をカバーしたのか、を著者の執筆した別の論文も随時参照しながら検討していこう。

まず、「必要」および「資源」概念に関する原理的、実証的考察の点から見てみよう。武川の提起する「必要」概念が「個人の必要」に関

するものなのか、「社会的な必要」に関するものなのか、が曖昧であるように思われる。ここで序章での定義を繰り返すが「個人の必要」というとき、筆者は「特定の具体的な個人にとってこのような社会サービス・社会政策が必要である」という概念と定義する。それに対して、筆者は、「社会的な必要」というとき、「社会全体での資源配分として、このような社会サービス・社会政策が必要である」という概念と定義する<sup>2</sup>。「社会全体での規範」に照らして、一般論としてこのような個人（すなわち、顔の見える具体的な個人ではなく、匿名性の高い「類型化された個人」）の「必要」にはこのような「資源」が求められる、という福祉ミックス・サービスのパッケージ化のような場合と、そのような福祉ミックス・サービスのパッケージを踏まえて「社会全体での資源配分としてこのような社会サービス・社会政策が必要である」という場合の双方をこの「社会的な必要」という概念には含めている<sup>3</sup>。また、筆者は「必要」の判定は政府および専門家や社会政策の負担・給付の担い手になりえる国民・住民に加えてさらには利用者と利用者を取り巻く相互作用が可能な範囲の者によっても行われている、と考える。では、武川はどのように考えているのか、もう少し詳細に見ていこう。武川は「必要」に関して、「需要」のような個人の主観的な判断のみに依拠したものではなく、「個人の恣意を超えた社会的な価値判断に基づいている」と述べている。また、「必要」の決定自体は「専門家」と「政府」によって主になされることを武川(1996: 40)において述べている。ただし、この決定自体が「社会通念」をも踏まえることが論じられている。だが、これのみでは、第2節で提起した社会政策を取り巻く問題をカバーするには不十分であると考え

える。理由は次の2点である。

本書で述べられているように、ある個人の「必要」が満たされるといとき、個人の「必要」の判定が行われ、そこに資源が割り当てられることによって個人の「必要」は満たされたことになる。しかし、「必要」の判定は本当に「政府」や「専門家」が社会通念に基づいて行うだけなのだろうか。実際には家族や場合によっては本人が、個人の「必要」を判定しているというケースも多いのではないだろうか。介護保険制度や生活保護制度を考えても、そもそも申請を行わなければ、「政府」や「専門家」による個人の「必要」の判定は行われない。本人が申請しない、あるいは本人と相互作用をしている家族が申請しない場合は、「政府」や「専門家」による判定を受けることはできず、この場合は本人や家族が「必要」を判定していることになる<sup>4</sup>。

ここで、「社会通念」という時の「社会」がどのような次元での「社会」を指しているのか、という点も考える必要がある。マクロな次元での漠然とした、あるいはマクロな意識調査や実態調査などの統計・データに基づいた「社会規範」を「社会通念」として考えるのか、それとも家族を中心とした自分が相互作用が可能な範囲の者同士のミクロな規範を「社会通念」ととらえるのか、によっても大きく異なる。利用者や家族が「必要」の判定主体となる場合、生活保護の申請に際して当事者が感じるスティグマという時は前者の、マクロな次元の「社会規範」を「社会通念」としてとらえているように思われる。しかし、介護サービスや保育サービスを利用する場合は、後者のミクロな規範、そしてミクロな次元での固有の事情を「社会通念」として判断することも多いように思われる。専門家や政府が「必要」を判定する場合は、前者の

マクロな次元のそれを「社会通念」として把握している可能性が高い。

では、筆者のように「必要」概念に関して、「個人の必要」と「社会的な必要」を分類し、それらの相互の位置づけに注目することの意義は何であろうか。それは、各個人や各家族が、「必要」の判定において「個人の必要」と「社会的な必要」を使い分けるといふ事象を踏まえることができる点である。自らの「必要」を判定する時は、「個人の必要」に依拠する割合が大きいと言えよう。これに対して、「利用者以外の者も含めた国民・住民」が当該社会政策への支持不支持を考える際には、「社会的な必要」に依拠する割合が大きいように思われる。（本書の第13章の、「個人の必要」が「社会政策への意識」と直結しない、という結果もこのようなことを示唆しているのではないか。）この場合、社会政策の形成において「専門家」や「政府」が「社会通念」として参考にする可能性が高いのは、社会政策の負担者・利用者となる国民・住民の「社会的な必要」に関する認識であろう。その場合、「社会的な必要」として多くの国民・住民が「育児や介護の社会化」を支持したとしても、実際の育児・介護の担い手が「相互作用における規範」や「相互作用の場の構造」に依拠して「個人の必要」としては親族・家族による育児・介護を選択した場合、「育児や介護の社会化」という「社会的な必要」を踏まえた社会政策の効果は限定的なものにとどまる可能性が高い。実際に介護や育児・家事に関する意識調査を振り返っても、制度として一般論としての回答と自分が関与する場合の回答が異なる傾向が散見される。（春日井 2004 など）

以上のように考えると、「政府」や「専門家」が主な「必要」の判定の主体で「社会通念」に

基づいてそれが行われている、というのみでは、本書が志向している『社会政策』と『社会構造』の関連を『社会計画』という枠組みを通じて捉える視点」としては不十分である。

次に、「相互作用が行われる範囲での矛盾」に対して社会政策の果たす役割に関して、武川はどのような設定を行っていたのだろうか。社会構造および社会計画との関連で社会政策を把握することを試みる本書は、「社会構造」を「広義の社会的生産物の分配方法または分配状態」に焦点を当てた「分配構造」として把握している。その他の「社会関係の構造」ないし「役割構造」として把握される「社会関係を中心とした社会関係を中心とした社会構造へのアプローチ」や「文化の役割」を強調する「文化構造」という社会構造へのアプローチは対象外として位置づけられている。この「社会構造」の分類自体は大変精緻なものであるが、「広義の社会的生産物の分配」との関連で社会政策を捉えるという場合に、「社会関係の構造」や「文化構造」を対象外とすることは限界を伴わないのであろうか。

「広義の社会的生産物」の生産、分配には、「社会関係構造」「役割構造」を媒介にして行われることが多い。たとえば、性別役割分業構造を媒介にして労働市場における性別による分配の格差が生じているのは多くの先行研究が指摘してきた所である。この場合、「性別役割分業」は、労働市場をはじめとしたマクロなものだけでなく、ミクロな「相互作用の場」を通じて形成されてきたものであることは先述した。その場合、社会政策を通じて分配の構造のみに介入し社会関係構造・役割構造を対象としなかった場合、社会政策を通じた分配の効果は軽減される可能性が高い。これは、第3節で提起した「社会政策」

研究のように「社会全体の資源をめぐる矛盾」のみをターゲットにした場合は、「相互作用が行われる範囲での矛盾」を看過し、「社会全体での資源配分」と「相互作用を通じた資源配分」を媒介する視座が不足していた点と重なる部分である。つまり、分配構造のみを社会政策の対象として考えると、社会政策を通じた「社会全体での資源をめぐる矛盾」の緩和が「相互作用の範囲における矛盾」によって相殺されてしまう可能性がある。本書においても身体介助という意味での介護に関して家族の責任を求める意識が強く家族が高齢者の介護を行っている現状が指摘されてはいるものの、その解決策として「リスクの出現率を低下させ、またリスクを社会全体で共有していくこと」、そのための手段として「保健・医療・福祉などの社会サービス」の充実、あるいは別の論文を踏まえると「脱家長化」を伴う社会政策の充実の必要性が提起されている。さらに、武川（2010: 50）においては「日本の場合、社会支出の拡大を国際環境が許さなかったために、その結果として家族や企業の役割が大きくならざるを得なかったのである。実際、日本で『企業中心社会』や『男性稼ぎ主モデル』が強化されたのは、日本が福祉国家へ離陸する以前というよりは、1980年代以降のことである」と述べて、社会政策によって、家族のケアの責任が大きくなる分配構造が強化されたかのような言及が見られる。しかし、専門家や官僚と利用者が対峙する場合は異なり、家族の場合、利用者を取り巻く環境、相互作用が行われる環境など相互作用の場固有の論理による制約を強く受けており、このような「社会全体での資源をめぐる矛盾」の緩和という社会政策の手段のみによって変化させることは大きな困難が伴うのである。また、社会政策を通

じた「社会全体での資源をめぐる矛盾」がそのまま「相互作用が行われる範囲での矛盾」に持ち込まれるわけでもない。他方で、家族介護や家族による育児の選択という『利用者』（や家族）の意志に対して、専門家や官僚が介入することはパターンリズムを招く危険性も大きい。

では、武川は「相互作用を通じた資源配分」とより強く関連する社会政策によるパターンリズムの問題をどのように把握していたのだろうか。武川は「福祉国家の社会サービスが、利用者の選択や意思決定とは無関係に権威主義的に供給されている」という問題を指摘し、「パターンリズムに対して自己決定を」対置する、という視座を採っている（武川 2000: 41）。つまり、社会政策と利用者を対置させる視座を採っている。しかしながら、先述したように利用者は、利用者を取り巻くミクロな「相互作用が行われる範囲」による制約のもとにいるので、利用者の「必要」を考慮する場合、社会政策と「相互作用が行われる範囲での利用者」と他者の関係」を対置する視座が必要なのではないだろうか。社会政策との関連で「社会変動」「社会過程」を志向した「社会計画」を考える時に、マクロな社会構造のみを視野に入れるのみでは不十分であり、ミクロな「相互作用」構造まで組み込んだ重層的な社会構造を考慮する必要がある。「相互作用」およびそこでの制約あるいは個人内での相矛盾する感情に基づいて形成された（「社会的な必要」とは区別された）、ケアの受け手および家族による「個人の必要」の判定によって、「家族の負担の軽減」という社会政策の効果が妨げられる可能性も十分に考えられるのである。

だが、家族を中心とした「相互作用」の場はこのようなマクロな分配構造や社会政策によっ

て形成された分配構造を相対化し変化させていく可能性を持つ場でもある。山根純佳（2010）は「批判的解釈実践」という用語で、「性別分業構造」を変化させるミクロな相互作用の場での実践を紹介、考察している。「脱家長制の廃止を意味しないことは、脱商品化が労働力の商品化の廃止を意味しない」（武川 1997: 259）<sup>5</sup> のと同じように、「再商品化や再家長化を志向した社会政策」も必ずしも「労働力の商品化や家長制の強化」につながるとは限らないのである。「ある社会政策における受給資格が特定のジェンダー関係と一義的に結びついたり、また現存するジェンダー関係がそのまま社会政策における受給資格と結びつくとは限らない」（深澤 2003: 35）ということは、このように社会政策と社会政策が対象とする領域の多様な可能性を踏まえることによって始めてその実態が明らかになるように思われる。そのためには、このような社会政策による分配構造および「変革」、「市場」計画を通じた分配構造を変化させるようなミクロな実践、相互作用の場の構造をも組み込んだ考察を行っていくことも、「社会政策の社会学」の課題といえるのではないだろうか<sup>6</sup>。

最後に、一個人内でのアイデンティティや役割の葛藤の問題を武川はどのように把握しているのだろうか。これに関しても「必要」を考慮する時、利用者自体が「必要」の判定の主体になる、という点と結びつく。武川自身は本書において、「自分にとって望ましいことと自分が望んでいることを区別して考える習慣がある。だからこそ、人間は、両者の乖離に直面して、悩んだり悔んだりするのである」と述べている。よって、一個人内での「社会政策が対象とする領域」に関する葛藤が生じているという次

元を射程に入れている、と考えられる。このことは、「必要」の判定をめぐる個人内で対立が生じている状態である、といえよう。しかしながら、本書の他の部分では詳細な考察が行われた「社会全体での資源をめぐる矛盾」とリンクさせた考察が行われていない。つまり、「個人の需要」と「個人の必要」の二段階をめぐる矛盾に関する考察は見られても、これに「社会的な必要」も加えた三段階をめぐる矛盾に関する考察が見られないのである。

以上を踏まえると、専門家間や官僚間、専門家・利用者・官僚相互の関係に関する視座に加えて、次のような視座を持つことが本書および今後の「社会政策の社会学」の課題と言えるのではないだろうか。

それは、「社会政策」および「社会政策が対象とする領域」に関する以下のような視座である。「①個人内での矛盾」・「②相互作用が行われる範囲での個人間での矛盾」・「③社会全体での資源をめぐる矛盾」の可能性およびこれらをリンクする視座が社会政策の社会学研究においては求められているのではないだろうか。

そして、この「矛盾」を解消していくような実践の積み重ねも射程に入れた理論の構築が大きな課題であるように思われる。

## 5：今後の課題

以上の話をもう少し抽象度を上げるとどのようなことが言えるか。それは、社会政策に関して「どのような構造が存在するのか」、そして「アクターがどのように構造を認識するのか」、最後に「構造を認識してどのように行動に移すのか」という3つの次元を実証的かつ理論的に考察していく作業が必要ということである。

これまでは、社会政策研究が明らかにしてきた「社会政策に関してどのような構造が存在するのか」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」が明らかにしてきた当該領域における行動や認識、当該領域における構造をつなぐことによって社会政策の意義と限界を明らかにするような試みが希薄であった。

そしてこれからの考察に際しては、「構造」・「構造に対する認識」・「実践」という各次元において相矛盾しうる複数の選択肢が存在すること、そしてそれらが同居している可能性まで踏まえた考察を行っていくことが重要であろう。

最後に、「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」をリンクする視座がこれまでに不十分であった理由を振り返りつつ、さらなる「社会政策の社会学」の課題を提起して本稿を閉じたい。

ここで、そもそも、上記の「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」はなぜ乖離する傾向が見られたのか、考察したい。様々な理由が考えられるが、おそらく、「社会政策研究」が前提とする「行為者像」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」の「行為者像」が異なっていたことに起因するようになる。「社会政策研究」が前提とする「行為者像」は、行為者を取り巻く資源配分構造に状況適合的な判断を行い行為する人間像を前提としていたのではないだろうか。そして、資源が提供されアクセスの平等が確保されさえすれば、それを利用できる「行為者像」を前提にしていたように思われる。つまり、「相互作用が行われる範囲での矛盾」は、「社会全体での資源をめぐる矛盾」を緩和すれば同時に解決可能なものだと考えていたように思われる。

他方で、「社会政策が対象とする領域の社会

学研究」は、マクロな資源配分構造によって判断が左右されつつも、それとは別に「相互作用の場」の構造や「個人の内面での心理的な葛藤」のただなかにいる「行為者像」が前提とされていた。状況適合的な判断を行い、社会政策によって資源が提供されたとしても、このような「相互作用の場の構造」や「個人の内面での心理的な葛藤」によって制約される「行為者像」が前提とされていたといえよう。

ここから、以下のような課題が読み取れる。それは、「行為」という概念は、研究・さらには観察を行う者の解釈の地平に依存したものでしかない、ということである。(盛山 1995: 204-5) それぞれの研究者によって前提とする「行為者像」が異なり、また行為のどの側面に着目するか、という点でも相違が伴わざるを得ない。「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」の乖離もこのような点に起因していたようにも思われる。

しかし、「社会政策」の効果、あるいは望まれる形態を考える上では、やはり「社会政策そのもの」と「社会政策が対象とする領域の実態」を接合する必要がある。そして、そのために今求められているのは、様々な研究領域の「行為者像」の相違を明らかにし、それらを接合していく作業であろう。具体的には、社会政策研究の蓄積に基づいた「社会政策の特殊性」を踏まえて、「相互作用における構造」を読み解く社会学研究にもこのような「社会政策の受け止められ方」をはじめとした「社会政策の影響」を組み込んだような分析が求められよう。そして、社会学研究や社会政策研究がこれまで蓄積してきた様々な「行為者像」を解明かつ照合し、各個人の中でこれらがどのように組み合わせられ、各個人のマクロな構造上の位置(これは、「マ

クロナ構造」を解明した社会学研究の成果でもある)によってこのような「行為者像」の組み合わせられ方がどのように異なってくるのか、を考察するような作業が求められる。これは上記の「個人内での矛盾」をより実証的に明らかにする作業へともつながる。そうすることによって冒頭に述べた「社会政策研究」と「社会政策が対象とする領域の社会学研究」を接合し、また社会政策の効果や求められる社会政策像を考える一助にもなる。

注

<sup>1</sup> 対照的に、専門家支配や官僚支配、社会サービスの雇用の問題、さらには資本主義社会における社会政策の位置づけに関する考察はすでにかなり精度の高い膨大な量の論文の蓄積があるため、ここでは言及しなかった。

<sup>2</sup> 社会学の階層研究において、海野道郎(2000: 14)は「公平感」という概念によって同様の分類を行っている。海野(2000: 14)は「自分や特定の個人が不公平な目にあっている」という「ミクロな公平感」と区別された概念として「社会全体の資源配分に対する認知的評価」という定義で「マクロな公平感」という概念を提起している。

また、江原由美子(2001: 48-9)において指摘されたような「広く流布し多くの人々にとって利用可能になっている諸言説」と「具体的な社会的相互作用の場において行為を遂行することに関わる諸言説」という区分も同様の含意を持つ。なぜなら、自らのケア等に関わる実践においては、後者の「具体的な社会的相互作用の場において行為を遂行することに関わる諸言説」に依拠しつつも、社会政策に対する支持不支持を決める際には「広く流布し多くの人々にとっ

て利用可能になっている諸言説」に依拠する可能性も十分に考えられるからである。

<sup>3</sup> 坂田周一(2003: 6-13)は、このように利用者相互間に、必要を満たすために資源を配分することを「割当」と定義している。また、本書においても同様の定義が見られる。しかし、本稿は社会政策における利用者間の対立だけでなく、「利用者以外の者」も含めた資源をめぐる矛盾という議論を展開している。そのため「割当」ではなく、「資源の配分」という用語をここでは用いている。

<sup>4</sup> もっとも、武川は(本書: 118)において「利用者が必要の判定を行うことが可能なケース」も挙げている。しかし、ここで武川が列挙している「必要」は「利用者の自己決定」に主眼を置いた考察を行っているように思われる。つまり、専門家や官僚、さらには社会政策全般の財源の負担者、受益者となりうる一般の国民・住民とは別に、利用者を取り巻く「相互作用」の構造によって「必要」の充足が妨げられているというケースへの注目は希薄であるように思われる。実際、専門家、さらには官僚との関係から利用者の消費者主権が困難な場合の提起として「エンパワーメント」という概念が示されている(本書: 276)が、そこでも「権力というメディアを用いてより直接的に、利用者の自己決定を拡大する試み」、あるいは「自立的な人間の発達」という意味で使用している。

<sup>5</sup> 武川は、別の複数の論文においても、「脱家父長化」という概念を提起し、家族への依存から独立した社会保障や就労機会の確保の必要性を提起している。しかし、この「脱家父長化」という概念でも、「相互作用における構造」に対する視点は弱く、あくまでもマクロな構造としての「家父長制」を念頭に置いた概念である

ように思われ、「相互作用における構造・規範」と「マクロな構造・規範」との矛盾や「個人内での多様なアイデンティティの矛盾」という視座は希薄であるように思われる。

<sup>6</sup> 近年、このような「相互作用が行われる範囲

内での矛盾」と「社会全体での資源配分をめぐる矛盾」の双方に注目し、社会政策と「社会政策が対象とする領域の社会学的研究」を結びつける視点に基づいた論文も出てきた。(藤崎 2002; 木戸 2005; 船橋 2006; 齋藤 2007 など)

## 文献

- 秋谷直矩, 2008, 「高齢者介護施設に見る会話構造」『保健医療社会学論集』 19(2): 56-67.
- Anttonen Anneli, John, Baldock and Jourma, Sipila, 2003, *The Young, the old and the State*, Edward Elgar Publishing.
- Backman, Olof and Tommy Ferrarini, 2009, "Combating Child Poverty? A Multilevel Assessment of Family Policy Institutions and Child Poverty in 21 Old and New Welfare States," *Journal of Social Policy*, 39(2): 275-296.
- Bonoli, Giuliano, 2007, "Time Matters: Post Industrialization, New Social Risk and Welfare State Adaptation in Advanced Industrial Democracies," *Comparative Political Studies*, 40(5): 495-520.
- Cooke, Lynn Prince, 2006, "Policy, Preferences and Patriarchy: The Division of Domestic Labour in East Germany, West Germany and the United States," *Social Politics*, 13(1): 117-43.
- Pfau-Effinger Birgit, 2005, "Culture and Welfare State Policies: Reflections on a Complex Interrelation," *Journal of Social Policy*, 34(1): 3-20.
- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』 勁草書房.
- 遠藤久夫, 2005, 「医療制度のガバナンス——医療制度運営における計画原理と市場原理 -」『季刊社会保障研究』 41(3): 224-37.
- 藤崎宏子, 2002, 「介護保険制度の導入と家族介護」金子勇編『高齢化と少子社会』 ミネルヴァ書房: 191-222.
- 深澤和子, 2003, 『福祉国家とジェンダーポリティックス』 東信堂.
- 船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダーポリティックス』 勁草書房.
- 林葉子, 2003, 「有配偶男性による介護役割受け入れのプロセス——グラウデッド・セオリー・アプローチを用いて -」『家族研究年報』 28: 38-50.
- Hill, Micsael, 2000, "Who Pays? Who Provides? Towards a Comparative Approach to the Study of Social Care," B,Hudson(ed) *The Changing Role of Social Care*, Jessica Kingsley Publishers, 207-18.
- 石川時子, 2007, 「パターナリズムの概念とその正当化基準——『自律を尊重するパターナリズム』に注目して」『社会福祉学』 48(1): 5-16.
- 株本千鶴, 2000, 「老人ホーム利用者のライフヒストリー」副田義也・樽川典子編『現代家族と家族政策』 ミネルヴァ書房: 63-193.

- 春日井典子, 2004, 『介護ライフスタイルの社会学』世界思想社.
- 春日キスヨ, 2001, 『介護問題の社会学』岩波書店.
- 加藤雅俊, 2009, 「福祉国家の多様性・再考——新たな類型論の試み」『北大法学論集』60(2): 1-50.
- 河野真, 2004, 「高齢者ケアのウェルフェアミックス——介護・医療システムの再編成」『社会政策学会誌』第11号『新しい社会政策の構造——20世紀的前提を問う』: 116-133.
- 木戸功, 2005, 「家族であることを支援する——『家族支援』の技法をめぐって」『社会政策研究』5: 147-166.
- 菊澤佐江子, 2007, 「女性の介護——ライフコース視点からの考察」『福祉社会学研究』4: 99-119.
- 木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編, 2010, 『社会政策のなかのジェンダー』明石書店.
- 宮本太郎, 2006, 「福祉国家の再編と言説政治——新しい分析枠組み」宮本太郎編『比較福祉政治制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部: 68-86.
- 三井さよ, 2007, 「職業者として寄り添う——病院内看護職と末期患者やその家族とのかかわり」三井さよ編『ケアとサポートの社会学』法政大学出版局, 149-182.
- 水嶋陽子, 1998, 「高齢女性と選択的親子関係」『家族社会学研究』10(2): 83-94.
- 村尾祐美子, 2003, 『労働市場とジェンダー』東洋館出版社.
- 室住眞衣子, 2006, 『日本の貧困——家計とジェンダーの観点からの考察』法律文化社.
- 翁和美, 2010, 「認知症患者との『相互了解世界』の『構築』——S介護老人保健施設における『日常生活世界』とパターン化実践」『ソシオロジ』54(3): 37-54.
- Pierson, Paul, 1996, "The New Politics of the Welfare State," *World Politics*, 48(2): 143-79.
- Sarasa, Sebastian, 2008, "Do Welfare Benefits Affect Womens' Choices of Adult Care Giving?," *European Sociological Review*, 24(1): 37-51.
- Schmidt, VivienA, 2008, "Discursive Institutionalism :The Explanatory Power of Ideas and Discourse" *Annual Review of Political Science*, 11: 303-26.
- 齊藤暁子, 2007, 「高齢者・家族・サービス提供者の相互関係分析——夫婦間介護におけるサービス<受容>のプロセス」『社会政策研究』7: 176-96.
- 坂田周一, 2003, 『社会福祉における資源配分の研究』立教大学出版会.
- 坂本佳鶴恵, 1989, 「長男扶養に関わる2つの規範——『家』意識の意味」『社会老年学』32: 74-82.
- 塩田咲子, 1992, 「現代フェミニズムと日本の社会政策」『女性学研究』6: 29-52.
- 白波瀬佐和子, 2005, 『少子高齢社会の見えない格差』東京大学出版会.
- 盛山和夫, 1995, 『制度論の構図』創文社.
- 笹谷春美, 1999, 「家族ケアリングをめぐるジェンダー関係——夫婦間ケアリングを中心として」鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 14 ジェンダー』東京大学出版会, 213-48.
- 鈴木智之, 2007, 「介護経験とライフストーリー——生活史の継続という視点から」三井さよ・鈴木智之編『ケアとサポートの社会学』法政大学出版局: 1-36.
- 武川正吾, 1996, 「社会福祉と社会政策」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩

波講座現代の社会学——社会構想の社会学』岩波書店, 25-48.

——, 1997, 「福祉国家のゆくえ」岡沢憲芙・宮本太郎編『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ』法律文化社, 250-75.

——, 2000, 「福祉国家と福祉社会の協働」『社会政策研究』1: 29-50.

——, 2010, 「日韓比較をとおしてみた福祉国家論——田多英範の批判に答えて」金成垣編『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房, 49-56.

Taylor-Gooby, Peter and Martin Rose, 2010, "Fairness, Equality and Legitimacy :A Qualitative Comparative Study of Germany and the UK," *Social Policy & Administration*, 44(1): 85-103.

富江直子, 2007, 『救貧の中の日本近代——生存の義務』ミネルヴァ書房.

山根純佳, 2010, 『なぜ女性はケア労働をするのか——性別分業の再生産を超えて』勁草書房.

浮ヶ谷智子・井口高志編, 2007, 『病いとくつながり>の場の民族誌』明石書店.

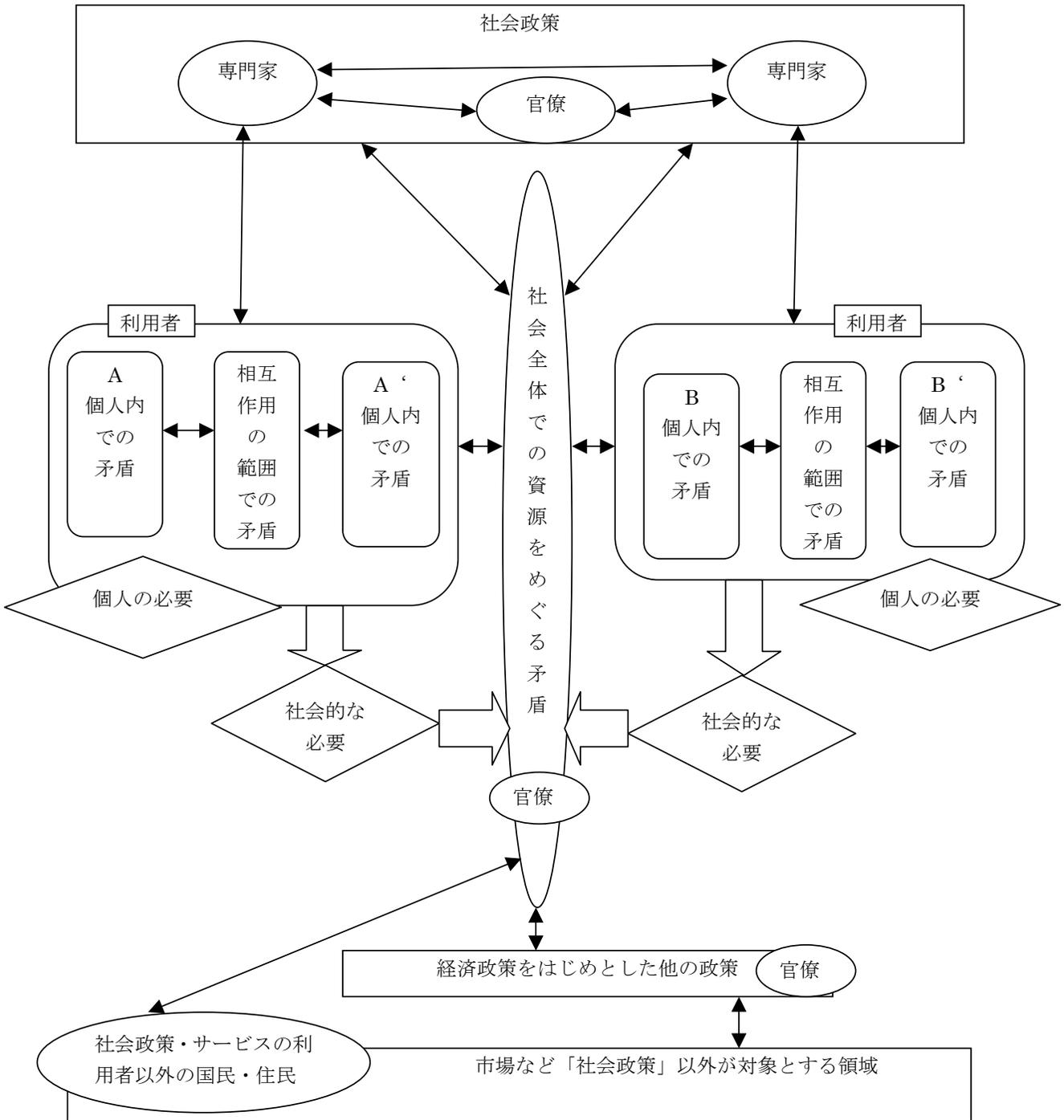
Ungerson, Clare, 1987, *Policy is Personal: Sex, Gender and Informal Care*, Tavistock Publications. (= 1999, 平岡公一・平岡佐智子訳『ジェンダーと家族介護——政府の政策と個人の生活』光生館.)

海野道郎, 2000, 「豊かさの追求から公平社会の希求へ——階層意識の構造と変容」, 海野道郎編, 『日本の階層システム 2 公平感と政治意識』東京大学出版会: 3-36.

(かど よく、東京大学大学院、yokujirou@tbj.t-com.ne.jp)

(査読者 新雅史、金成垣)

図：社会政策とその環境



本書「社会政策の社会学」は、上記の「個人内での矛盾」と「相互作用が行われる範囲での矛盾」という部分が欠如：さらに「個人の必要」と「社会的な必要」の区別が不十分であった。